

【就学支援金】 申請/不申請の手続のお願い(2024年7月分)

就学支援金は、全ご家庭を対象に、在学中計4回の手続があります(1年次4月、各年次7月)。
 今回の手続では、7月～翌年6月分の支給可否について、国(静岡県)が判定します。
 太枠内をご確認のうえ、世帯状況に応じた申請/不申請の手続をお願いします。
 前回4月申請で不採択を受けた方は「初回申請」、採択された方は「2回目以降」となります。
 前回4月採択結果については、通知メール、またはe-Shienにログインしてお確かめください。

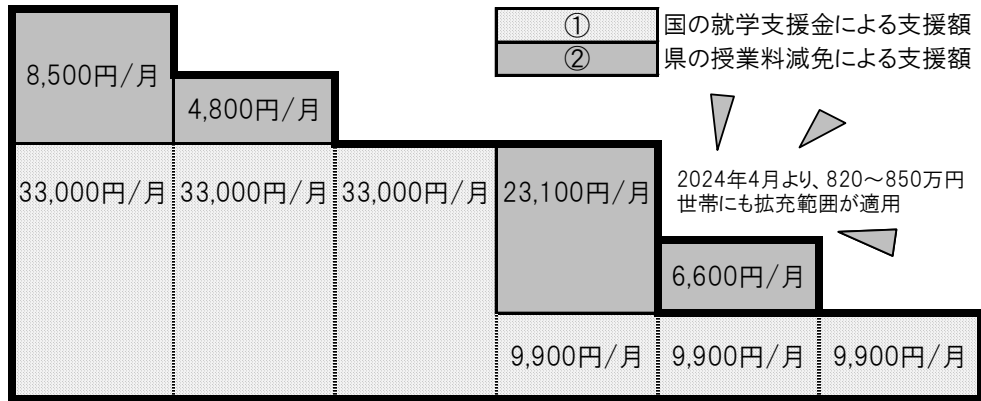
<p>手続期日</p>	<p><input type="checkbox"/> 2024年7月7日(日)まで/期日厳守</p> <p>7/8(月)以降、事務局がとりまとめを開始します。手続未完了の場合は7/17(水)を最終期日としますが、これを超えた場合は事情を問わず、7月分の支給ができない可能性がありますと、県から注意喚起されています。公的支援制度の利用には、期日厳守にご協力ください。 手続後に内容訂正や不足書類の追加をお願いする場合も、原則7/17(水)を最終期日とします。該当者にはBLEND(メール)、または担任・生徒を通じて依頼しますので、ご対応ください。</p>	<p>不申請者も手続あり</p>
<p>手続方法</p>	<p><input type="checkbox"/> スマートフォン等から手続専用サイト(e-Shien)にログイン・入力</p> <p>4月に配布した「ログインID通知書」(個別のもの。在学中は保管をお願いします)を使用し、保護者の方が就学支援金の手続専用サイト(e-Shien)にログインして、申請/不申請の手続をお願いします。 下記説明文と配布資料(両方とも必ずお読みください)に沿って、操作を進めてください。 操作に困ったら、資料終盤のQRコードから文科省HPに移り、e-Shienの操作説明動画も参照してください。</p>	
<p>申請者</p>	<p><input type="checkbox"/> 初回申請者 ※前回4月申請で不採択を受けた方(もともと不申請の方を含む)</p> <p>e-Shienにログインして[新規申請]の項目から意向登録を選択。確認事項の画面で□にレ点を入れ、「高等学校等就学支援金の支給を受けたいので、受給資格の認定を申請し、収入状況を提出いたします。」を選択。画面に沿って意向登録を完了し、続けて生徒情報、保護者情報、収入状況を入力する。(下記2点に注意) 配付資料「これから就学支援金を申請する方へ(青)」、動画「e-Shienの操作方法<新規申請編>」を参照。</p> <p><input type="checkbox"/> 2回目以降申請者 ※前回4月申請が採択された方</p> <p>e-Shienにログインして[継続届出]の項目から継続意向登録を選択。確認事項の画面で□にレ点を入れ、「現在認定されており、引き続き高等学校等就学支援金の支給を受けたいと考えています。」を選択。画面に沿って意向登録を完了し、保護者情報等に変更がある場合は必要事項を入力する。(下記2点に注意) (2024年1月1日現在で課税地となる住所に変更がある場合、再婚等で保護者情報に変更がある場合等。) 配付資料「就学支援金を受給している方へ(赤)」、動画「e-Shienの操作方法<継続届出編>」を参照。</p> <p>※ 初回・2回目を問わず、共通の注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 保護者情報入力画面において、ひとり親家庭でない場合は、必ず保護者2名分の情報を入力すること。(保護者の一方が収入・課税なしでも、世帯としての保護者2名分の情報入力、個人番号入力が必要です) 同画面で、マイナンバーカード読み取りによる課税情報等の取得は行わず、個人番号を直接入力すること。(配布資料の申請手順の項目を参照。カード読み取り時にエラーが発生しやすく、エラー回避が目的です) <p>以下は該当者のみ、追加対応・提出するもの (必ずお読みください)</p> <p><input type="checkbox"/> 海外赴任者・国外在住者 ※2024年1月1日現在で該当する者。以前提出済みでも、再提出が必要です。 ・海外赴任者は勤務先より「海外赴任証明書」を入手し、生徒を通じて提出する。 ・国外在住者(外国人保護者で、母国で仕事をしている等)は、2024年1月1日時点で国外に居ることがわかる公的書類(該当者のパスポートの出国歴が分かるページの写し等)を提出する。</p> <p><input type="checkbox"/> 不開示希望者</p> <p>DV・虐待等の被害を受けて避難している場合において、現在の住所・居所の特定を避けるため、マイナンバーを利用した情報照会の不開示を希望する場合は、事務室に個別にご連絡ください。</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p> <p>税未申告により判定不能となった者は、後日「2024年度の課税証明書」(当該年度の税申告をした上で)。この他、国(静岡県)の判定結果により追加書類等が発生する場合は、個別に連絡いたします。</p>	
<p>不申請者</p>	<p><input type="checkbox"/> 不申請者全員</p> <p>e-Shienにログインして、[新規申請]の項目から意向登録を選択。確認事項の画面で□にレ点を入れ、「所得制限基準に該当する、またはほかの理由により、受給資格認定申請書を提出しません。」を選択。 ※ 前回4月申請で採択されたが、収入状況を理由として今回7月分を不申請とする方(前年1～12月の世帯年収が910万円以上に増えた場合は、[継続届出]の項目から継続意向登録に進み、「受給権を放棄します。」を選択。画面の案内に沿って意向登録を完了し、以上で手続完了となります。 国の規定上、全ご家庭の意向を手続の度に確認するため、お手数ですがご対応をお願いします。</p>	

2024年度 国と県の授業料支援制度

- ◎ 保護者等の税の申告がなされていない場合、基準額の判定ができず、公的支援制度が受けられませんので、ご注意ください。
- ◎ ①国の就学支援金制度、②静岡県の授業料減免制度による支援額は、申請したご家庭に代わって学校が受け取り、授業料に充てるものです。各学校が設定する授業料(本校は41,500円/月)を上限として、最大3年間支給されます。

②授業料減免の支援上限額 → 本校の授業料(41,500円/月)迄

①就学支援金の支援上限額 → 全国平均授業料を勘案した水準



図表参考：静岡県私学協会

※1 世帯年収の目安		0～270万円	270～350万円	350～590万円	590～700万円	700～850万円	850～910万円
※3 実際の判定方法	算定式	保護者等※2の「(市町村民税の課税標準額×6%)－市町村民税の調整控除の額」により判定します。 ※政令市にお住まいの場合は、「(市町村民税の課税標準額×6%)－(市町村民税の調整控除の額×3/4)」となります。 ※生徒が早生まれであり、扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも1年遅くなる場合(主に高校2年生)は、「(市町村民税の課税標準額－330,000円)×6%」－市町村民税の調整控除の額」となります。					
	基準額	0円～100円未満	100円～48,300円未満	48,300円～203,100円未満	203,100円～275,100円未満	275,100円～304,200円未満	304,200円未満

- ※1 両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安年収例です。実際には世帯の課税情報で判定されるため、目安年収は参考情報であり、支給可否の基準ではありません。
- ※2 保護者等とは、原則「親権者(父及び母)」(ひとり親世帯の場合は、父又は母)になります。実質的な監護関係にある者ではありません。
- ※3 実際の判定では、国(静岡県)が保護者のマイナンバーから世帯の課税情報を確認し、自動的に判定します。ご自身で確認したい場合は、各市町の税務担当課で課税証明書を取得し、算定式にあてはめてください。(本校では支給可否を判断いたしませんので、ご了承ください。支給対象か迷う場合は、申請をお勧めします)

各支援制度の流れ

入学時に1年生保護者に配布した内容です。
2・3年生の方は、参考程度にご覧ください。

①国の就学支援金制度

- ・全ご家庭に、申請/不申請の手続を在学中計4回お願いします。1年次は4月と7月、2年次以降は7月のみです。
- 1回目：4月オンライン手続→学校とりまとめ・国(静岡県)が判定→認定・返金9月頃
- 2回目：7月オンライン手続→学校とりまとめ・国(静岡県)が判定→認定・返金11月頃→返金翌月から授業料と相殺
- ・認定されるまでは通常の授業料を毎月納めていただき、1回目の認定後は4月～6月分の支援額が返金されます。2回目の認定後は7月～翌年6月分のうち、7月～認定月分を返金、認定翌月～翌年6月分を授業料と相殺します。処理状況により、認定・返金時期はやや前後します。なお、2年次以降は、この2回目と同じ流れです。
- ・支給対象のご家庭は、毎回必ず申請してください。最新の課税情報に応じて支給区分が毎回判定されます。所得制限により支給対象外のご家庭も、恐れ入りますが国の規定上、不申請の手続を毎回お願いします。支給対象か迷う場合は申請してください。申請しないと判定を受けられず、本校は支給可否を判断いたしません。また、特待生S・A・Bのご家庭も、世帯状況に則した申請/不申請の手続をお願いします。

②静岡県の授業料減免制度

- ・①就学支援金が認定されたご家庭に対して、静岡県の予算から、さらに上乗せして授業料を支援する制度です。
- ②の手続は、原則必要ありません。①の結果に連動して、静岡県が支給対象・支給区分を自動的に判定します。
- ・支援額は次の2期に分けて算定され、年度末に年間合計額が一括支給されます(支給後に受領書の提出あり)。
4月～3月分支援額＝[4月～6月分(①の4月支給区分に連動)]＋[7月～3月分(①の7月支給区分に連動)]
- ・(県外保護者のみ)②を利用する場合は、他県同制度を利用しない旨の誓約書を提出してもらいます(併用不可)。他県同制度を優先することも可能で、その場合は管轄部署をお調べになり、保護者各自で手続を進めてください。

③高校生等奨学給付金制度

- ・上記2種類とは別に、非課税世帯及び生活保護世帯を対象として、授業料以外の教育費が支援される制度です。支援額は世帯により年額約5～15万円で、毎年夏頃、保護者が居住する県に各自で手続を行う必要があります。
- ・対象世帯の方は、Webで「高校生等奨学給付金」と検索になり、居住する県の管轄部署や期日をご確認ください。学校主導の手続ではないこと、手続の負担が比較的多いことに注意して、保護者各自で手続を進めてください。なお、静岡県の手続情報は本校にも届くため、県内家庭にご案内できます。希望者は事務室にお問合せください。

これから就学支援金を申請する方々へ

初回申請者用
(前回不採択の方もこちら)

高等学校等就学支援金の申請には オンライン申請が便利です！



オンライン申請のメリット

- ✓ パソコンやスマートフォンで、どこでも手続きができます
- ✓ 登録内容の**確認・変更が簡単**です
- ✓ ~~マイナンバーカードがあれば、審査期間を短縮~~できます

個人番号が入力できれば良いので、マイナンバーカードは不要。(次ページ参照)



申請は[こちら](#)から



申請手順

1 ログイン

学校から配布される
ID・パスワードを入力します。

1年生には4月配布済み
2～3年生には今回配布

2 意向登録

支給を希望するかないかを選
択します。

不申請者は2までで**手続完了**

3 生徒情報の確認

学校で登録された情報から
変更がないか確認します。

4 保護者情報の入力

審査対象の保護者を確認し、
氏名や生年月日等を入力します。

生徒情報	
氏名	支那 太郎
ふりがな	しえん たろう
生年月日	2021年12月28日
保護番号	100-8959
住所(都道府県)	東京都
(市区町村)	千代田区
(町名・番地)	常盤1-1-1
(連絡先・郵便番号)	(例) 〇〇〇マンション〇〇〇号室
メールアドレス	manuel@mext.go.jp

保護者等情報	
親権者(両親)2名分の収入状況を提出します。	
保護者等情報 (1人目)	保護者等情報 (2人目)
個人情報	個人情報
姓<漢字>	姓<漢字>
(前) 支那	(前) 太郎
姓<ふりがな>	姓<ふりがな>
(前) しえん	(前) たろう
生年月日	生年月日
電話番号	電話番号

5 収入状況の登録

審査に必要な課税情報やマイナンバー情報を登録します。
登録方法は、裏面をご覧ください。

6 提出

確認事項をチェックし、「提出」ボタンを押すと、申請完了です。
審査完了後は、支給可否を示す通知書が届きます。
※メールアドレスを登録した場合は、お知らせのメールも送信されます。

申請手順 (5.収入状況の登録)

保護者等の収入状況は、次のいずれかの方法で登録します。

I マイナンバーカードを持っている場合

保護者等のマイナンバーカードを読み取り、マイナポータルから課税情報等を取得します。
マイナンバー情報を提出する必要はありません。

マイナポータル

機種等不具合による読み取りエラーを回避するため、マイナンバーカードを持っていても、静岡県の私立高校では、全ご家庭この方法を取らないこと。

スマートフォン又はICカードリーダーで読み取ります

課税情報等が自動で転記され、そのまま提出します

ボタンを押下します

保護者等情報 (2人目)	
姓<漢字>	文科
名<漢字>	太郎
課税所得額 (課税標準額)	600,000円
市町村民税調整控除額	1,237,000円
所得割額<道庁県民税>	21,890,000円
所得割額<市町村民税>	30,000円
市町村民税均等割額	45,000円
配偶者控除等	-
本人該当区分	

II 全員、の方法で申請します。

都道府県で課税情報等を確認するため、保護者等の個人番号を入力します。 **世帯の保護者全員分を必ず入力**

都道府県

個人番号を入力する

申請先の都道府県等で使用するため個人番号を入力します。
個人番号カードを所有していない場合は、こちらを選択してください。

個人番号 **必須**

123456789012

提出後、都道府県担当者がマイナンバーで課税情報等を確認し、登録します

保護者等情報 (2人目)	
姓<漢字>	文科
名<漢字>	太郎
課税所得額 (課税標準額)	600,000円
市町村民税調整控除額	1,237,000円
所得割額<道庁県民税>	21,890,000円
所得割額<市町村民税>	30,000円
市町村民税均等割額	45,000円
配偶者控除等	-
本人該当区分	

III I、IIのいずれも難しい場合

書面で、保護者等の課税証明書又はマイナンバーカードの写し等を学校に提出します。

留意事項

- ✓ 申請手順の詳細については、文部科学省HPに以下の資料を掲載しています。
 - ・ 申請者向け利用マニュアル
 - ・ よくあるFAQ
 - ・ オンライン申請の説明動画

操作不明点はQRコードから動画を参照
e-Shienの操作方法 < 新規申請編 >



文部科学省HP

静岡県の私立高校では、オンライン手続に一斉変更

高等学校等就学支援金の手続には オンライン申請が便利です！



オンライン申請のメリット

- ✓ パソコンやスマートフォンで、どこでも手続きができます
- ✓ 登録内容の**確認・変更が簡単**です
- ✓ ~~マイナンバーカードがあれば、審査期間を短縮~~できます



申請は[こちら](#)から

個人番号が入力できれば良いので、マイナンバーカードは不要。(次ページ参照)



申請手順

1 ログイン

入学時に学校から配布されたID・パスワードを入力します。

1年生には4月配布済み

2

継続意向の登録

支給の継続を希望するか、保護者情報に変更があるかを選択します。

不申請者は2までで手続完了

3

登録情報の確認

登録済みの生徒情報や保護者情報を確認します。
※2で「保護者変更あり」を選択した場合は、別の画面で登録手続を行います。

保護者情報に変更がある場合

4

収入状況の登録

審査に必要な課税情報やマイナンバー情報を登録します。
登録方法は、裏面をご覧ください。

5

提出

確認事項をチェックし、「提出」ボタンを押すと、申請完了です。
審査完了後は、支給可否を示す通知書が届きます。
※メールアドレスを登録した場合は、お知らせのメールも送信されます。

申請手順 (4.収入状況の登録)

保護者等の収入状況は、次のいずれかの方法で登録します。

I マイナンバーカードを持っている場合

保護者等のマイナンバーカードを読み取り、マイナポータルから課税情報等を取得します。
マイナンバー情報を提出する必要はありません。

機種等不具合による読み取りエラーを回避するため、マイナンバーカードを持っていても、静岡県の私立高校では、全ご家庭この方法を取らないこと。

マイナポータル

スマートフォン又はICカードリーダーで読み取ります

課税情報等が自動で転記され、そのまま提出します

ボタンを押下します

保護者等情報 (2人目)	
姓<漢字>	文科
名<漢字>	太郎
課税所得額 (課税標準額)	40,000円
市町村民税調整控除額	137,000円
所得割額<道庁県民税>	1,890,000円
所得割額<市町村民税>	30,000円
市町村民税均等割額	45,000円
配偶者控除等	-
本人該当区分	

II 全員、の方法で申請します。

都道府県で課税情報等を確認するため、**保護者等の個人番号を入力**します。過去に提出済みの場合、再提出は不要です。

世帯の保護者全員分を必ず入力

個人番号を入力する

申請先の都道府県等で使用するため個人番号を入力します。
個人番号カードを所有していない場合は、こちらを選択してください。

今まで個人番号を提出していない又は提出済個人番号に変更がある

以前の申請で個人番号提出済の場合、変更がなければ入力不要です。変更がある場合には、口チェックを付けてください。

個人番号 **必須**

1234 5678 9012

都道府県

提出後、都道府県担当者がマイナンバーで課税情報等を確認し、登録します

保護者等情報 (2人目)	
姓<漢字>	文科
名<漢字>	太郎
課税所得額 (課税標準額)	600,000円
市町村民税調整控除額	1,237,000円
所得割額<道庁県民税>	21,890,000円
所得割額<市町村民税>	30,000円
市町村民税均等割額	45,000円
配偶者控除等	-
本人該当区分	

III I、IIのいずれも難しい場合

書面で、保護者等の課税証明書又はマイナンバーカードの写し等を学校に提出します。

留意事項

- ✓ 申請手順の詳細については、文部科学省HPに以下の資料を掲載しています。
 - ・ 申請者向け利用マニュアル
 - ・ よくあるFAQ
 - ・ [オンライン申請の説明動画](#)

操作不明点はQRコードから動画を参照
e-Shienの操作方法 < 継続届出編 >



- ✓ 書面での申請を希望する場合は、学校の案内に従ってください。

文部科学省HP

静岡県の私立高校では、オンライン手続に一斉変更